

令和 7 年度 総合検診のご案内

～あなたと大切な人のため 年に1回は検診を受けましょう～

ステップ 1 同封の申込書で、受診できる検診項目を確認する

ステップ 2 申込方法を決める



申込書 を使用
希望する検診項目に ○ をする

申込方法 (次のいずれか)



① 窓口
健康推進課・各市民局



② FAX
0772-62-1156



③ 郵送
〒627-0012
京丹後市峰山町杉谷691番地
京丹後市健康推進課 宛



インターネット
を利用

* 申込書を手元に準備

* 検診項目を確認

申込み二次元コード



京丹後市 総合検診

検索

ステップ 3 令和7年 3月10日 (月) までに申し込む

- 期限後の申込みは日時希望に応じられないことがあります。
早めのお申込みを。
(日時希望が集中した場合は、申込みの早い方を優先します)

お問い合わせ：京丹後市 健康推進課

電話 0772-69-0350 FAX 0772-62-1156

検査項目

- *全ての検査項目が、受診費用 **無料** です
- ***職場で受診できない項目**は、この機会に**受診**しましょう
- *受診可能な検査項目は、同封の「**申込書**」を**確認**してください

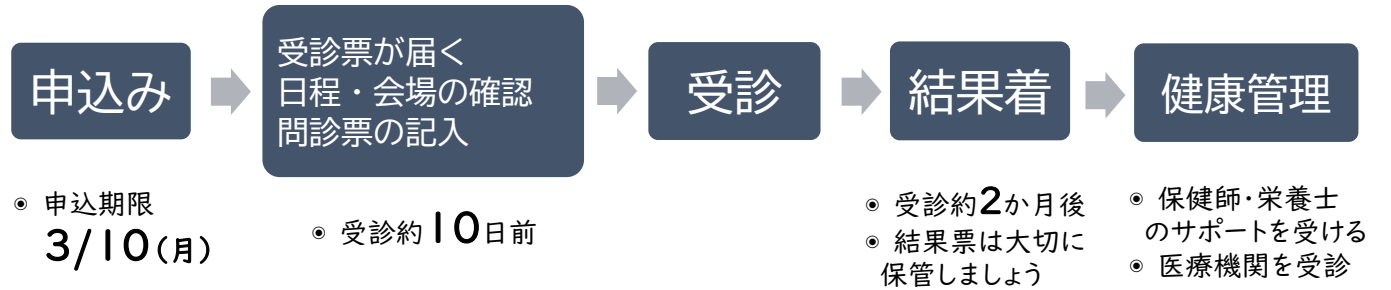
健 康 診 査	年齢、加入の医療保険 によって異なります	対象年齢（令和8年3月31日現在の満年齢）							検 査 内 容
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	75歳	
	㊦ 健康診査 ◎加入の保険に関係なく全員	20歳～39歳							問診 計測（身長・体重・腹囲） 血圧 尿検査（糖・蛋白・推定1日食塩摂取量） 血液検査（肝機能・腎機能・尿酸・血糖・脂質・貧血） 医師の診察 心電図 眼底検査 } 40～74歳の方で、当日の血圧値や 前年度の血糖値により必要な方のみ ※75歳以上の方 腹囲測定、心電図、眼底検査は行いません。 フレイル予防問診があります。
	① 特定健康診査 ◎国民健康保険加入者 ◎生活保護世帯の方			40歳～74歳					
	㊧ 健康診査 ◎後期高齢者医療保険加入者 ※受診日現在75歳到達							75歳 以上	

がん検診	加入の医療保険 関係なく受けられます	対象年齢（令和8年3月31日現在の満年齢）								検 査 内 容
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	75歳		
が ん 検 診	① 胃がん					40歳以上			胃部レントゲン検査（バリウム）・問診	
	② 大腸がん					40歳以上			便潜血反応検査・問診	
	③ 前立腺がん						55歳以上男性		PSA検査（腫瘍マーカー血液検査） 隔年（2年に1回） ※令和6年度受診していない方	
	④ 子宮頸がん			20歳以上女性					子宮頸部細胞診検査・視診・内診・問診 隔年（2年に1回） ※令和6年度受診していない方	
	⑤ 乳がん					40歳以上女性			マンモグラフィ検査・問診 隔年（2年に1回） ※令和6年度受診していない方	
	⑥ 肝炎ウイルス検査					40歳以上			B型・C型肝炎検査（血液検査）・問診 ※過去に受けたことのない方	
	⑦ 胸部レントゲン （肺がん・結核検診）					40歳以上			胸部レントゲン検査・問診 40歳以上 肺がん検診 65歳以上 肺がん検診・結核検診	

 …特に受診をおすすめする年齢の方

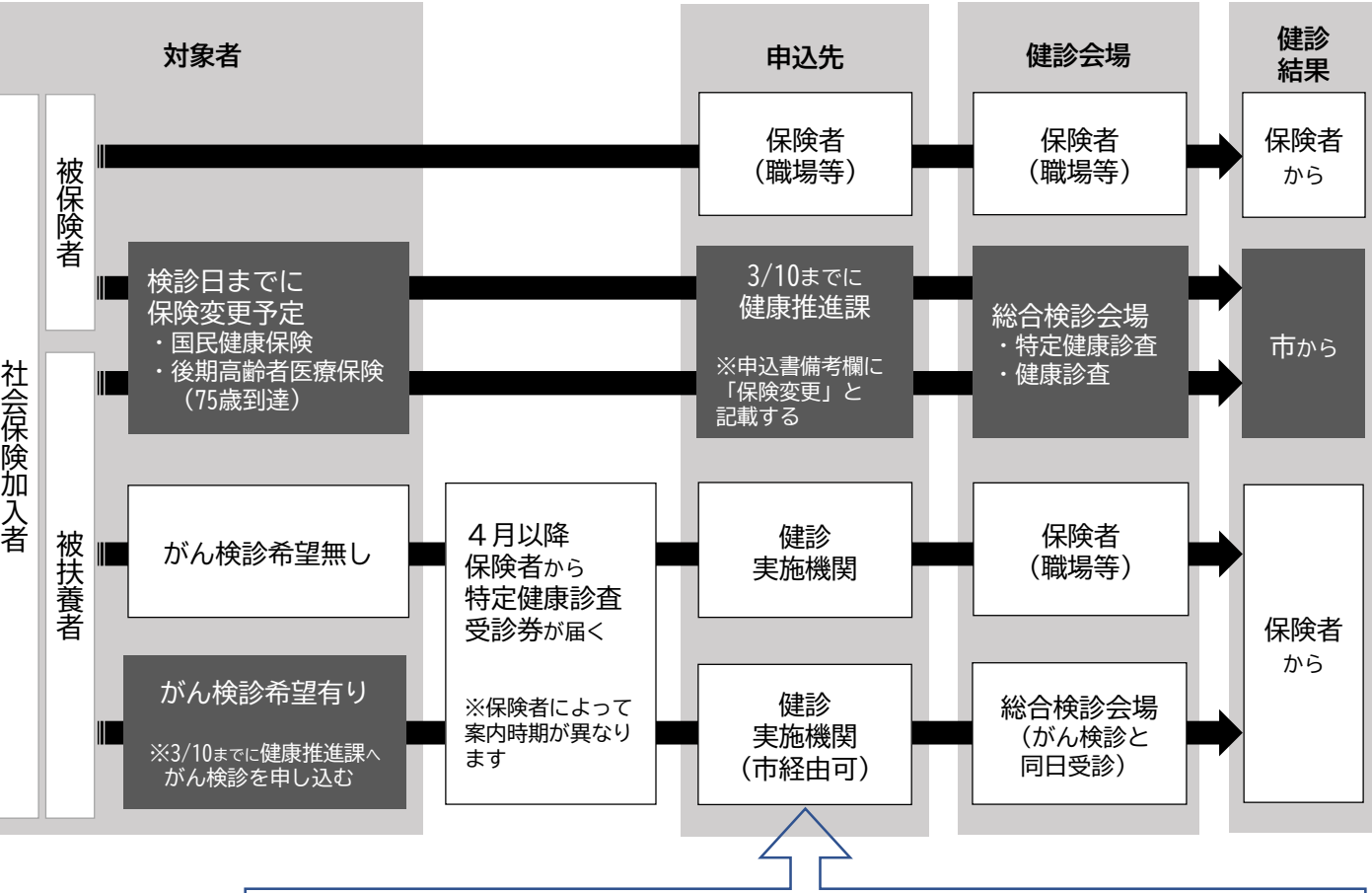
がん検診に 適さない方	◆ すでにがんの治療をされている方、経過観察中の方 ◆ 症状のある方 ⇒ 直ちに医療機関を受診してください ◆ 胃がん検診（バリウム検査） 胃腸の手術をされた方・バリウムや下剤にアレルギーのある方・がんこな便秘がある方 ◆ 妊娠中の方 ※大腸がん検診は受診可
がん検診の メリット デメリット	◆ 5つのがん（胃・大腸・子宮頸・乳・肺）は、早期発見・早期治療をすることで、死亡率の減少効果があります。 ◆ がん検診は必ずがんを見つけられるわけではなく、また、がんがなくても「要精密検査」になることもあります。 ◆ 検査に伴い身体へ負担がかかることがあります。 ◆ 検診で異常が無くても急に発病することもあります。検診は定期的に受診することが大切です。
注意	◆ 各検査で「要医療」「要精密検査」となった場合は、必ず医療機関で精密検査を受けてください。 ◆ 毎年、各検査で要精密検査となる方は、事前にかかりつけ医にご相談のうえお申し込みください。

検(健)診の流れ



特定健康診査を受診希望で、申込書が「◆」の方 問い合わせ先 保険者(保険証に記載)

※申込書の特定健康診査の欄の「◆」(=社会保険に加入)は、市の特定健康診査の対象外です。



申込期限が会場ごとに異なります。
受診券を受取後、早めにお手続きください。市総合検診の日程に間に合わない場合があります。

市のドックを受けたい方 申込み・問い合わせ先 保険事業課 0772 - 69 - 0220

- 対象は、京丹後市国民健康保険(40歳以上)・後期高齢者医療保険に加入の方です。
- 詳細は5月以降の広報京丹後おしらせ版などを確認してください。
- 総合検診の申込書では申し込みできません。5月以降に所定の方法で申し込んでください。
- ドックと総合検診との重複受診はできません。

ただし、「脳ドック」のみを申し込む場合は、総合検診の「がん検診」を受診できます。 ※脳ドックには健康診査を含む

会場・日程

町	会場	実施予定日	実施する検診							
			健	胃	大	前	子	乳	肝	胸
弥栄	弥栄総合運動公園 社会体育館	5月14日	水	○	○	○	○	○	○	○
		5月15日	木	○	○	○	○	○	○	○
		5月16日	金	○	×	○	○	×	×	○
丹後	中浜区民会館	5月29日	木	○	○	○	○	○	○	○
	豊栄体育館(旧豊栄小)	5月30日	金	○	○	○	○	○	○	○
	丹後庁舎	5月31日	土	○	○	○	○	○	○	○
網野・日曜	網野体育センター	6月2日	月	○	×	○	○	×	×	○
		6月3日	火	○	○	○	○	○	○	○
		6月4日	水	○	○	○	○	○	○	○
		6月5日	木	○	○	○	○	○	○	○
		6月6日	金	○	○	○	○	○	○	○
		6月8日	日	×	○	○	○	○	○	○
		6月9日	月	○	○	○	○	○	○	○
		6月10日	火	○	○	○	○	○	○	○
		6月11日	水	○	×	○	○	×	×	○
久美浜	田村体育館 (旧田村小学校)	6月12日	木	○	×	○	○	×	×	○
		6月13日	金	○	○	○	○	○	○	○
	海部体育館 (旧海部小学校)	6月17日	火	○	○	○	○	○	○	○
		6月18日	水	○	○	○	○	○	○	○
		6月19日	木	○	×	○	○	×	×	○
	ぎよそんセンター	6月20日	金	○	○	○	○	○	○	○
	久美浜公会堂	6月24日	火	○	×	○	○	×	×	○
		6月25日	水	○	○	○	○	○	○	○
		6月26日	木	○	○	○	○	○	○	○
大宮	大宮社会体育館	7月2日	水	○	○	○	○	○	○	○
		7月3日	木	○	○	○	○	○	○	○
		7月4日	金	○	×	○	○	×	×	○
		7月7日	月	○	×	○	○	×	×	○
		7月8日	火	○	○	○	○	○	○	○
		7月9日	水	○	○	○	○	○	○	○
峰山・日曜	峰山総合 福祉センター	7月30日	水	○	×	○	○	×	×	○
		7月31日	木	○	×	○	○	×	×	○
		8月1日	金	○	×	○	○	×	×	○
		8月3日	日	×	○	○	○	○	○	○
		8月4日	月	○	○	○	○	○	○	○
		8月5日	火	○	○	○	○	○	○	○
		8月6日	水	○	○	○	○	○	○	○
		8月7日	木	○	○	○	○	○	○	○
		8月20日	水	○	○	○	○	○	○	○

健:健康診査／特定健康診査
大:大腸がん検診
子:子宮頸がん検診
肝:肝炎ウイルス検査

胃:胃がん検診
前:前立腺がん検診
乳:乳がん検診
胸:肺がん・結核検診

会場・日程について

- ◆ 原則、世帯単位で住所地地区の会場を案内しますが、世帯の受診人数、受診項目に応じて、別日時になることがあります。
- ◆ 日時等の希望がある場合は、申込書備考欄に個人ごとに希望を記載してください。
- ◆ 天候等により、日程を変更・中止・延期することがあります。

日曜検診について
(がん検診と肝炎ウイルス検査のみ)

- ◆ 6月8日・8月3日です。
- ◆ 健康診査・特定健康診査は実施しません。
- ◆ 希望の方は申込書の備考欄に記入してください。
(例:日曜検診6月 希望)
- ◆ 希望日の記入がない方は、市が日程を調整します。
- ◆ 定員に達した場合、申込みを終了します。(先着順)

日本人の2人に1人が
がんになると言われています

がんや生活習慣病の多くは
自覚症状がありません

がんは早期発見で
9割以上が完治します

定期的に健康診査、
がん検診を受診しましょう



【総合検診事業について】

- ◆ 令和7年3月の議会で令和7年度当初予算議決後、実施となります。
- ◆ 防衛省の再編交付金を活用しています。

【令和7年度検診委託先】

- ◆ 一般財団法人 京都予防医学センター

【個人情報の取り扱いについて】

- ◆ 総合検診の結果は、受診者本人に通知するとともに、京丹後市及び保険者において保存し、必要に応じて保健指導等に活用します。了承の上受診してください。
- ◆ 精密検査結果は精密検査実施機関から市や検診機関に対して提供できる「個人情報保護法の例外事項」として認められています。個人の同意がなくても医療機関から市へ報告され、その結果を共有することができます。